
I 令和4事務年度 国税庁実績評価実施計画についての説明

1. 国税庁の実績評価制度

- (1) 財務大臣は、中央省庁等改革基本法第16条第6項第2号（P.10）の規定に基づき、国税庁長官に権限を委任した事務（財務省設置法第20条に定める事務）の実施基準及び準則（P.10）を定めるとともに、国税庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して、それらを公表しています。
- (2) 国税庁の実績評価は、財務省の実績評価方式による政策評価と実質的に同一であることから、「政策評価に関する基本計画」（平成30年3月財務省策定(平成31年3月改定)。以下「基本計画」といいます。）の定めるところに準じて実施しています。
- (3) 国税庁の実績評価のスケジュールは、国税庁の事務が事務年度（7月1日から翌年6月30日）で実施されていることから、事務年度を計画期間として定めるとともに、前事務年度の6月末までに実施計画を策定し、翌事務年度の10月末を目途に評価書を作成して、公表しています。
- (4) 国税庁の実績評価に当たっては、評価の客観性を確保し、評価の質を高めるため、有識者の方々からなる「財務省政策評価懇談会」を開催して御意見を頂くとともに、国民の皆様に対して分かりやすい説明に努めております。
また、国税庁では、策定した実施計画及び評価を踏まえ、いわゆるPDCAサイクルを通じて効率的で質の高い税務行政を実施していくこととしております。

2. 国税庁の実績評価の実施計画

財務大臣が設定する国税庁が達成すべき目標は、実績目標(大)、実績目標(小)、業績目標（以下「実績目標等」といいます。）として、実施計画において明らかにしています。また、実績目標等は3段階で設定しており、これらの目標間の関係については、参考1「『国税庁の使命』と『実績目標等』の体系図」（P.6）において示しています。

令和4事務年度の実施計画は、「II 令和4事務年度 国税庁実績評価実施計画」（P.3）のとおり策定しており、実績目標（大）を3、実績目標（小）を5、業績目標を7設定しています。

また、実績目標等には、それを達成するための施策を設定するとともに、各施策には、その達成状況を測定するための測定指標を設定しています。更に、各施策に設定した測定指標には、一つ以上を「主要なもの」とすることによって、それに重点を置いた評価を行うこととしています。

なお、目標ごとに設定した施策及び測定指標は、「II 令和4事務年度 国税庁実績評価実施計画」の参考2「令和4事務年度の国税庁が達成すべき目標ごとの施策及び測定指標」（P.7）及び参考3「測定指標一覧表」（P.8）に掲載しております。

(以 上)